

小平市立学校版
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

小平市教育委員会
令和2年8月27日版

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国からの学校再開ガイドラインを踏まえ、小平市教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。また、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～『学校の新しい生活様式』～」(令和2年8月6日 文部科学省)を校内において確認いただきますようお願いします。

感染症対策に関する基本的な考え方

文部科学省では、学校関係者の新型コロナウイルス感染症患者の発生報告を基に、学校における感染事例の分析をしている。※文科省マニュアル 4ページから9ページ

同省では、8月6日時点の知見を基に、学校で実施する基本的な感染症対策として次のように示している。

- 1 感染源を絶つこと
- 2 感染経路を絶つこと
- 3 抵抗力を高めること

これら3つのポイントについて、取組の視点を次のように示している。

1 感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、児童・生徒や教職員及びその家族の健康観察を徹底すること。

- ・発熱等の風邪の症状がある場合等には、登校しないことを徹底する。
- ・登校時の健康状態を把握し、発熱等の症状がみられた場合には適切な対応をする。

2 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染することから、感染経路を絶つためには、手洗い、咳エチケット、清掃・消毒を徹底すること。

- ・流水・石けんによる手洗いを、①登校後すぐ ②外から教室に入る際 ③トイレの後 ④給食の前後 などこまめに行う。なお、教職員や学校への訪問者にも手洗いを徹底する。※2 手洗い3つのタイミング 文科省マニュアル 21ページ
- ・マスクを使用し、咳エチケットや近距離での会話による感染を予防する。
- ・清掃・消毒により感染源であるウイルスを減少させる。

3 抵抗力を高めること

免疫力を高めるために、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を児童・生徒や家庭に指導・助言すること。

さらに、集団感染のリスクへの対応として、学校では次の3つ+1に注意することが必要である。

- 1 密閉の回避（換気の徹底）
 - 2 密集の回避（身体的距離の確保）
 - 3 密接の場面への対応（マスクの着用）
- + 大声で話さない

1 密閉の回避（換気の徹底）

換気は気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに2方向の窓を同時に開けて行う

ようにする。

2 密集の回避（身体的距離の確保）

人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。また、併せて、マスクの着用や換気を十分に行うことで「3つの密」を可能な限り避けること。

3 密接の場面への対応（マスクの着用）

学校の教育活動においては、児童・生徒等及び教職員・来校者は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきとされている。ただし、熱中症等の健康被害を踏まえ、適切な対応が必要である。※マスクの着用について 文科省ガイドライン 32 ページ

+ 大声に注意すること

厚生労働省の資料（令和2年7月30日）によると、感染が生じた場所に共通する環境として「3密」と「大声」が示されている。

学校においても、「大声」による飛沫の拡散を避けるよう配慮が必要である。

各学校では、以上の感染症対策3つのポイント及び集団感染リスクへの対応の3つ+1を徹底することを基本に学校の教育活動の行い方を検討し、実施を工夫くださるようお願いいたします。

以下に、具体的な取組について、示します。

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底

(1) 児童・生徒

ア 学校は、児童・生徒に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行について指導すること。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用しないように指導すること。

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

イ 児童・生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること（児童・生徒には、健康観察表を配付し、毎日記入・提出を求めること。）。

ウ 登校前に確認できなかった児童・生徒については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をすること。

エ 特別支援学級のバスやあゆみ教室へ公共交通機関を使用して通学する際には、乗り物での会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めること。

(2) 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童・生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。

イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。

(3) 校内環境

ア 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。

イ 適切な環境保持のため、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うようにし、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。なお、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行うこと。

（別添「清掃チェックリスト」の活用により実施状況を管理する。）

(4) 清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果을期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒

等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、下記の「ア 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童・生徒が行っても差し支えない。また、地域の協力を得て実施することも考えられる。

上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要であるが、実施する場合には、各学校における教員の負担について考慮する。

校長は、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「ア 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要となる。

ア 普段の清掃・消毒のポイントについて

- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

イ 消毒の方法等について

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。また、学校薬剤師等と連携することも重要である。
- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていない。

い。（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）より引用）

- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする。
- ・換気を十分に行う。

ウ 感染者が発生した場合の消毒について

- ・児童・生徒や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。
- ・また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている。
- ・物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。
- ・消毒は、「（参考）消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行う。なお、トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒する。

(参考) 消毒方法等について

	消毒用エタノール	一部の界面活性剤	次亜塩素酸ナトリウム消毒液	次亜塩素酸水
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする 	<ul style="list-style-type: none"> 0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起す場合があるため) 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 作り方は、パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照 	<p>【拭き掃除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品に、使用方法、有効成分(有効塩素濃度)、酸性度(pH)、使用期限の表示があることを確認 有効塩素濃度80ppm以上のものを使用 汚れをあらかじめ落としておく (元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度200ppm以上のものを使うことが望ましい) 十分量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす 少し時間をおき(20秒以上)、きれいな布やペーパー
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする			
	<ul style="list-style-type: none"> 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける 換気を充分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない 換気を充分に行う 噴霧は絶対にしない 児童・生徒には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」参照

2 教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、原則として学級を超えた活動は避ける。ただし、学級を超えて活動する際は、3密と大声を徹底して回避できることを改めて確認した上で実施の可否を判断する。

(1) 集会（朝礼）

放送設備等を活用し、各教室で実施する。

(2) 感染症対策に留意した各教科等の指導

ア 授業中、教員は飛沫防止のためマスクを着用する。

イ 学校教育活動においては、通常マスクを着用する。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。児童・生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。マスクを外した際は、換気や児童・生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮を行う。また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、児童・生徒間の距離を2m以上確保するとともにランニング及び同じ方向に動く場合は、更に長い距離を確保する。

ウ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

(例)

- 各教科等に共通する活動として「児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 体育、保健体育における「児童・生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- 音楽における「室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- 家庭、技術・家庭における「児童・生徒同士が近距離で活動する調理実習」

- できるだけ個人の教材教具を使用し、児童・生徒同士の貸し借りはしないこと。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。
- 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童・生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童・生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏

まえて、授業の中止を判断すること。

エ 授業中、児童・生徒が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡した上で、下校させる。

(3) 学校給食及び昼食

ア 配膳の際は、児童・生徒が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。

イ 児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。

ウ 特別支援学級においては、配膳を行う教職員は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実にを行う。

エ 給食当番はもとより、児童・生徒全員が食事の前の手洗いを徹底する。

(4) 休憩時間

ア 教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。

イ 特別教室やグラウンド等での活動後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。

(5) 部活動

部活動の実施に当たっては、3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫する。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握する。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導する。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。

ア 運動不足になっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。

イ 生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。

ウ 定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、中止する。

エ 更衣室や教室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

オ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

カ 基本的な技能や体力トレーニングとし、身体接触を伴う活動、飛沫感染のおそれのある活動は行わない。

キ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

ク 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒の使用など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。

ケ 活動時間や休養日については、「小平市立学校に係る運動部活動の方針」や「小平市立学校に係る文化部活動の方針」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

コ 地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、各種大会への参加の必要性を判断する。仮に、大会に参加する場合は、学校として責任を持って、会場への移動時や、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教員等の感染防止対策を講じることが必要である。

また、対外試合についても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教員のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じること。

(6) 児童会・生徒会活動

ア 委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。

イ 生徒総会等は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。

(7) 学校行事

ア 以下の学校行事や取組等は、中止する。

運動会、体育大会、陸上競技大会、音楽会、連合音楽会、学芸会、展覧会、学習発表会、合唱コンクール（中学校）、音楽鑑賞教室、演劇鑑賞教室、職場体験（中学校）

イ 以下の学校行事や取組等は、公共交通機関（電車や乗合いバス）を利用するものは中止とする。徒歩で移動するものや貸切バスを利用するものは、9月以降に延期して実施するよう計画する。

遠足、社会科見学、理科見学、生活科見学、校外学習

※ なお、イ及びウについては、地域及び訪問先の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、実施を判断すること。

ウ 以下の学校行事や取組等は、中止または2学期以降に延期して、「3つの条件」（①換気の悪い密閉空間、②人が密集、③近距離での会話等）が重なる場を避けるよう実施方法を工夫する。実施の可否の判断に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた上で、「3つの条件」が重なる場を避けて活動することが可能であるかどうかについて検討する。

薬物乱用防止教室、交通安全教室、セーフティ教室 ほか

オ 避難訓練は、6月以降、年間9回実施する。実施に当たっては、感染状況や学校の実情に応じて実施方法の変更を検討する。

＜例①＞学級または学年ごとに時間差をつけながら、避難場所までの避難行動をとる。（早い時期に実施することが望ましい。）

＜例②＞授業場所において初期行動のみ行い、その後、放送にて校長、生活指導主任等による講話を実施する。

カ 学校公開は、全て中止とする。随時、学校ホームページ等を活用して、学校の教育活動について発信する。なお、保護者からの個別の授業参観に関する要望等には、感染症予防を踏まえて可能な範囲で対応する。

キ 学校医による定期健康診断は、夏季休業終了後に実施する。

ク 学期中の水泳指導及び夏季水泳指導は中止とし、以下の内容を教室等で指導する。

水泳の事故防止に関する心得について指導する。その際、中学校は、保健領域（分野）の応急手当との関連を図るなど指導を工夫する。

（8）保護者会、学校経営協議会等

ア 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。

イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

（9）下校指導

下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。

3 登校の判断

（1）医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について

ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

（2）海外から帰国した児童・生徒について

ア 国や地域を問わず、留学等から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者から児童・生徒を欠席させたいと相談があった際には、まずは、当該保護者から欠席させたい事情を聞き取り、学校で講じる感染症対策や学校運営の方針について説明して、児童・生徒を登校させることについて理解を得ることができるよう努める。その上で、当該保護者の意向がある場合は、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」と記録し、欠席扱いとしないこともできる。

(4) 風邪症状や発熱等が見られ、出席しなかった場合

後日保護者に登校届様式を提出してもらい、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達の段階に応じた指導を行う。

5 特別支援学級における留意点

(1) スクールバスについて

ア 運送契約に基づき、通常通りの運行とする。

イ 毎朝の児童・生徒の検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底するよう保護者に依頼すること。

ウ 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう、保護者への指導を徹底すること。

エ スクールバス乗車前後は、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意すること。

オ バス事業者には別途、小平市教育委員会から、感染予防に係る取組について通知する。

6 教職員の健康管理

(1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入すること。学校において「健康チェック表」を、出退勤カードシステムのそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。

管理職は、毎日、別添「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。

(2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。

出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

(3) 教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておくこと。

(4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。

(5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

Ⅱ 臨時休業編

1 感染者が出た場合

(1) 児童・生徒の場合

ア 校長は、当該児童・生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、学務課及び指導課に報告する。

ウ 児童・生徒や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施する。その後、校長は、感染した児童・生徒や、保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された児童・生徒について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取る。感染者や濃厚接触者が教職員である場合は、病気休暇等の取得、在宅勤務等の対応により出勤させない扱いとする。

これにとどまらず、小平市教育委員会が、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合である。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とする。なお、判断に当たっては、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を考慮して検討する。

エ 児童・生徒や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは 0.05% の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒する。（再掲）

オ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

なお、以降の対応については、「1（1）児童・生徒の場合」のイからオまでと同様の取扱いとする。

(3) その他

学校保健安全法第 20 条により臨時休業となった場合に備え、児童・生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

(1) 児童・生徒の場合

ア 校長は、児童・生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に

保護者に依頼しておくこと。

イ 校長は、保護者や児童・生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童・生徒の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童・生徒に対して出席停止の措置を行うこと。

ウ 校長は、学務課及び指導課に報告する。

エ この場合、小平市教育委員会は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童・生徒の健康観察を行う。

カ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

キ 症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている。なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。

消毒の方法は「1 感染症予防策の徹底（4）消毒」を参考に行うが、トイレについては、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒する。（再掲）

（2）教職員の場合

ア 校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2（1）児童・生徒の場合」ウからキまでと同様の取扱いとする。

3 都内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。